

会 議 要 旨

1 会 議 名 第7期 北九州市人権施策審議会 第1回会議

2 開催日時 令和元年7月30日(火) 14時00分～16時00分

3 開催場所 北九州市人権推進センター 研修室

4 出席者氏名

(委 員) 中島俊介、尾形由起子、小倉知子、河嶋静代、古賀由美子、
児玉幸子、小村洋一、城田泰子、服部祐充子、火箱 要、
福永克巳、吉田ゆかり、脇 文子 計13人
(欠席委員1人：大島まな)

(事務局) 保健福祉局長、人権推進センター所長、教育委員会参事
ほか関係職員 計15人

5 会議の概要

(1) 辞令書の交付

(2) 局長あいさつ

(3) 委員の紹介

(4) 会長及び副会長の選出

会長 中島俊介氏、副会長 大島まな氏 を選出

(5) 会長のあいさつ

(6) 市の出席者の紹介

(7) 議事

① 会議の公開について

・ 特別に非公開とすべき事由が生じた場合以外は、会議を公開して進めていく旨、確認した。

② 会議の進め方について

・ 本審議会の役割を踏まえ、「人権行政指針」及び「人権行政指針関係事業の概要」に掲載されている事業を中心として据えながら、調査・審議等を進めていく旨、確認した。

・ 事務局から、今期の会議開催スケジュール案について説明した。

③ 「北九州市人権行政指針関係事業の概要（令和元年度版）」（案）について

人権文化推進課長及び教育委員会人権教育・事業調整担当課長より、評価が「課題あり」となっている事業と、事前に質問票を受けた事業について説明。主な質問と回答は次のとおり。

- ・「北九州市人権・同和教育研究会への支援」について、会員の減少と高齢化に対して、どのような対策を講じていくのか。
（回答）研究会のあり方について、昨年から会員と協議・意見交換を行っているところである。
- ・市は、「子どもを虐待から守る条例」を制定したが、人権行政においてこれまでの取組みを一步進めた事業展開になっているか。「児童虐待防止推進事業」の研修等の対象は、条例の責務を担う人を網羅したものになっているか。
（回答）条例の前文には、全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きて欲しいという思いが込められており、研修の際には、その条例の内容についても周知・啓発を行っている。「児童虐待防止推進事業」は、児童虐待対応リーダー研修等を行っており、その対象には、（条例の責務を担う）市民、関係機関等が入っている。
- ・「元気発進！子どもプラン」の関連施策として、子ども食堂は大きな役割を果たしているが、ボランティアの確保などに苦慮している。長く安定した運営のためのシステム作りはできないだろうか。
（回答）子ども食堂が持続可能な活動になるよう、コーディネーターを配置する等のサポートを行っている。ボランティアが不足している場合は、ボランティアセンター等に募集をかけることができる。
- ・入管法改正による外国人の人権・課題・対応が大事になる。外国人がどこに相談したらいいかというアクセスの課題、人権侵害への対応はどのようになっているのか。
（回答）ワンストップ型相談センターとして、黒崎に「多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」、小倉に「サテライトセンター」を設置して対応。人権侵害に対しては、法務局で多言語に対応できる電話相談を行っている。

④ 「北九州市人権行政指針」の改訂について

人権文化推進課長より、指針改訂にあたっての人権課題の整理について説明。主な意見は次のとおり。

■福祉人材不足等について■

- ・障害者や高齢者について、福祉人材不足が深刻である。また、移動手段の確保、移動権も課題だと感じている。JR駅の無人化、バスの減便、通院手伝いをする高齢ドライバーの免許返納など、移動の確保が困難になりつつある。

- ・「ひまわり移送サービス」は、高齢者ドライバー問題があり、運転ボランティアの年齢制限を行う。このため、サービスを支える人材が不足する事態になる。
- ・北九州市には、大企業を退職して何らかの活動をする意欲はあるが活動していない人がいる。そういった人たちを後押しする仕組みが必要。

■子どもの人権等について■

- ・子ども食堂に係わる中で、シングルマザー、夜遅くまで働く共働きの両親、障害児など、食堂を利用する子どもたちの様々な家庭の実情、課題が見えてくる。
- ・今年は、子どもの権利条約30周年。ひきこもりの問題等様々な報道を見ると、「子どもは声を挙げるができない」ことがわかる。大人が寄り添った政策を示す義務がある。
- ・小中学校で人権教育を受けてきた高校生であっても、いじめ問題が起きている。いじめる側の子は、家庭的に認められていない子が多い。いじめる子もしっかりフォローが必要。本当に心から身に付く人権教育を考えていく必要がある。
- ・「子どもは声を挙げるができない」ので、「困った」と言える子どもを育てること、そのような子に手を差し伸べる市民の意識が必要。
- ・差別のない子どもたちの在り方を考える必要がある。そのためには、ソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどと協力して、問題解決や子どもを育てる姿勢が必要。
- ・子どもの権利条約は、子どもが自分を守るための道具。内容がわかり易い「子ども版」の子どもの権利条約を北九州市で作成して配布して欲しい。
- ・法務省のSOSミニレター事業やチャイルドラインのように、子どもが意見を表明できる場が大切である。

■人権課題解決の方策について■

- ・人権課題の解決には、研修を受けた方が具体的に活動できるようにしたり、相談内容の課題を分析・解決するために、その中に入っていないと解決しないと思う。

■指針改訂、指針関連事業概要について■

- ・人権課題に対しては、高齢者、障害者など縦での課題解決ではなく、人材不足など横の繋がりで問題解決への取り組みを考え整理して欲しい。複数の人権課題について共通する部分なども示せ、問題解決にはどのような取り組みが必要かと示せる指針であればと思う。指針関係事業の概要は、もう少しわかり易い記述になるよう配慮を。
- ・現在の指針関係事業の概要では、現実に（市民が）困っていることがどう反映されているのかが分からない。最終的に人権を守るためにはどうしたらいいのかという記述を入れて欲しい。もう少し、指針関係事業の概要を具体的に

な記述にしていただけたらと思う。また、「概ね指針どおり」の評価の事業は掲載から除外し、新たな事業を掲載してはどうか。

- ・ 企業側の視点にたつと、インターネット書き込み、ハラスメント、障害者雇用といった人権課題も見えてくる。子どもの人権も含めて、プライオリティをつけられるものではないので、市として広い視点で施策をしていただきたい。
- ・ 人権行政指針は、障害者や子どもの人権など既存の人権課題と、インターネット上の書き込みやヘイトスピーチなど新たな人権課題といった括りでの考え方もできるのではないか。
- ・ 例えば、スクールヘルパーの当事者の見解を概要に記載すれば、血の通った概要になる。また、概要に担当局が考える事業の課題を明記すれば、審議会委員が検討する契機ともなる。
- ・ 人権課題として、ヘイトスピーチ、いじめ、貧困については新たに加える必要を感じる。

6 問合せ先 保健福祉局人権推進センター人権文化推進課
電話 093-562-5010